

第7章 防災指針

I 基本的な考え方

I.1 防災指針とは

近年、全国各地で豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波等の大規模災害が発生している。我が国では、こうした頻発・激甚化する自然災害への総合的対策が喫緊の課題となっていることから、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2（2020）年6月の都市再生特別措置法改正によって、立地適正化計画の新たな記載事項として居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置づけられた。

防災指針では、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせ、都市の災害リスクの「見える化」を行う等、各都市が抱える防災上の課題を分析したうえで、防災まちづくりの将来像や取組方針等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置づける。

I.2 防災指針の構成

防災指針の構成を以下に示す。

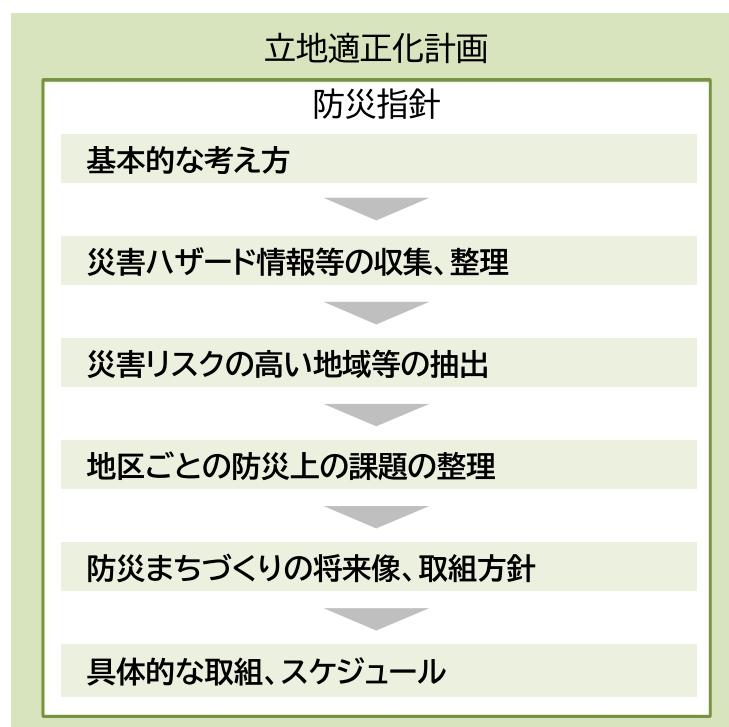


図 7-1 防災指針の構成

2 災害ハザード情報等の収集・整理

災害ハザードについては、洪水、土砂、津波等の災害要因ごとに検討を行うことが必要である。また、災害ハザードは、住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」に区分されている。

そこで、本市で指定がある災害ハザード情報を表7-1の通り収集し、市全域における災害ハザードの分布状況について整理した。

表 7-1 災害ハザード情報一覧

| 種別 | ハザードデータ | 出典 |
|------|--------------------------|---------------|
| 洪水 | 洪水浸水想定区域（想定最大規模L2） | 山口県資料 |
| | 洪水浸水想定区域（計画規模L1） | // |
| | 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：L2） | // |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食：L2） | // |
| 土砂災害 | 土砂災害特別警戒区域 | 国土数値情報（2021年） |
| | 土砂災害警戒区域 | // |
| | 大規模盛土造成地 | 美祢市資料 |

表 7-2 【参考】都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン・イエローゾーン

| 区域 | 行為規制等 | |
|--|--------------------|---|
| レッドゾーン 住宅等の建築や開発行為等の規制あり | 災害危険区域（崖崩れ、出水、津波等） | 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前記の条例で定める。（建築基準法第39条第2項） |
| | 地すべり防止区域 | 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（地すべり等防止法第18条第1項） |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項） |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項） |
| | 浸水被害防止区域 | 浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（特定都市河川浸水被害対策法第57条第1項、第66条第1項） |
| | 津波災害特別警戒区域 | 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項） |
| イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている | 浸水想定区域 | なし |
| | 土砂災害警戒区域 | なし |
| | 津波災害警戒区域 | なし |
| | 津波浸水想定（区域） | なし |

※赤枠は本市の該当する項目

2. I 洪水災害

(I) 洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2：浸水深）

洪水浸水想定区域（L2）は、3地域それぞれの市役所・支所周辺（美祢地域：厚狭川、秋芳地域：厚東川、美東地域：大田川）に広範囲に分布している。

厚狭川、厚東川では湾曲部周辺で浸水深3m以上の区域もみられる。

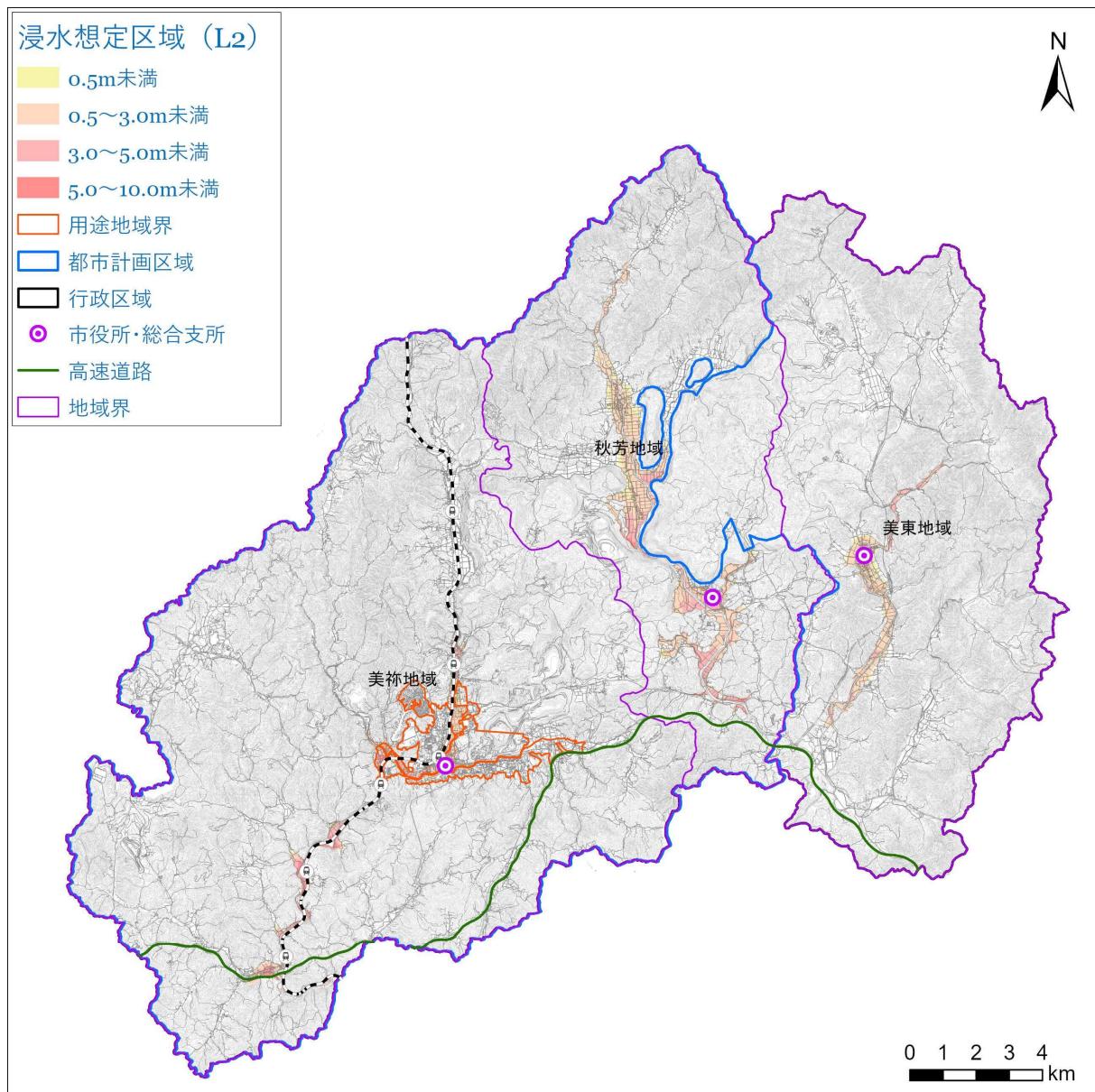


図 7-2 洪水浸水想定区域（L2：浸水深）

出典：山口県資料

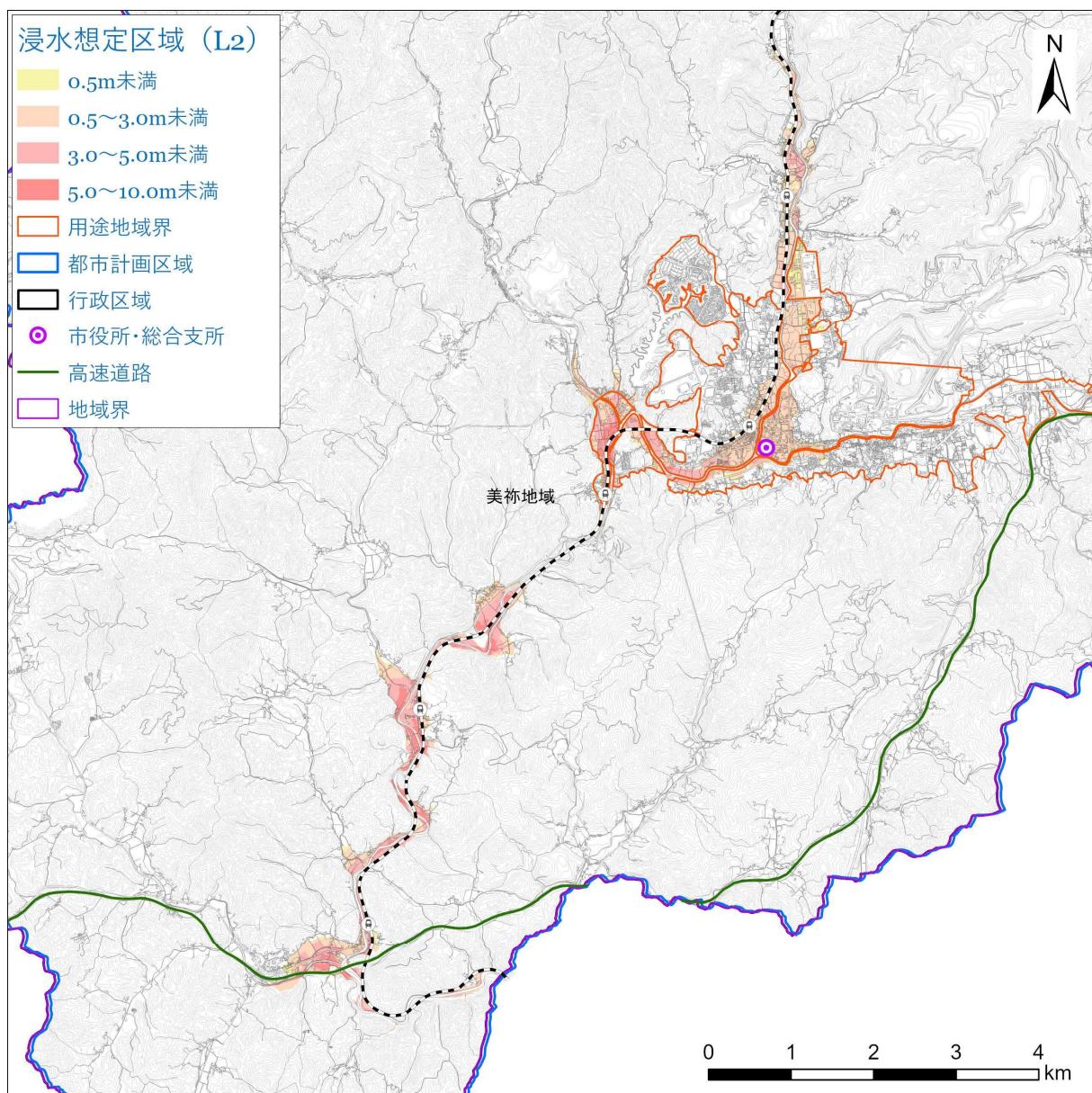


図 7-3 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深) 【美祢地域】

出典：山口県資料

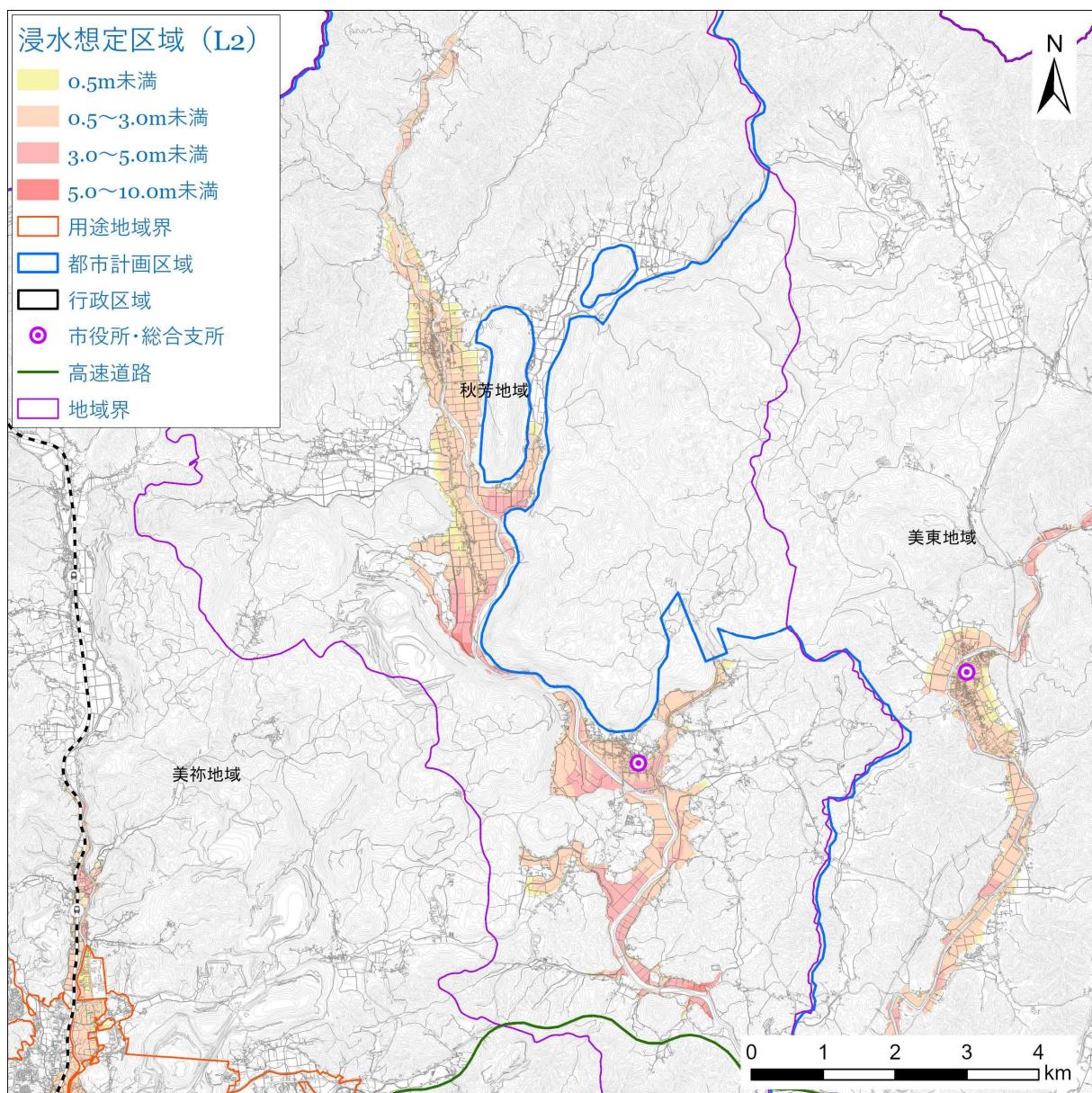


図 7-4 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深) 【秋芳地域】

出典：山口県資料

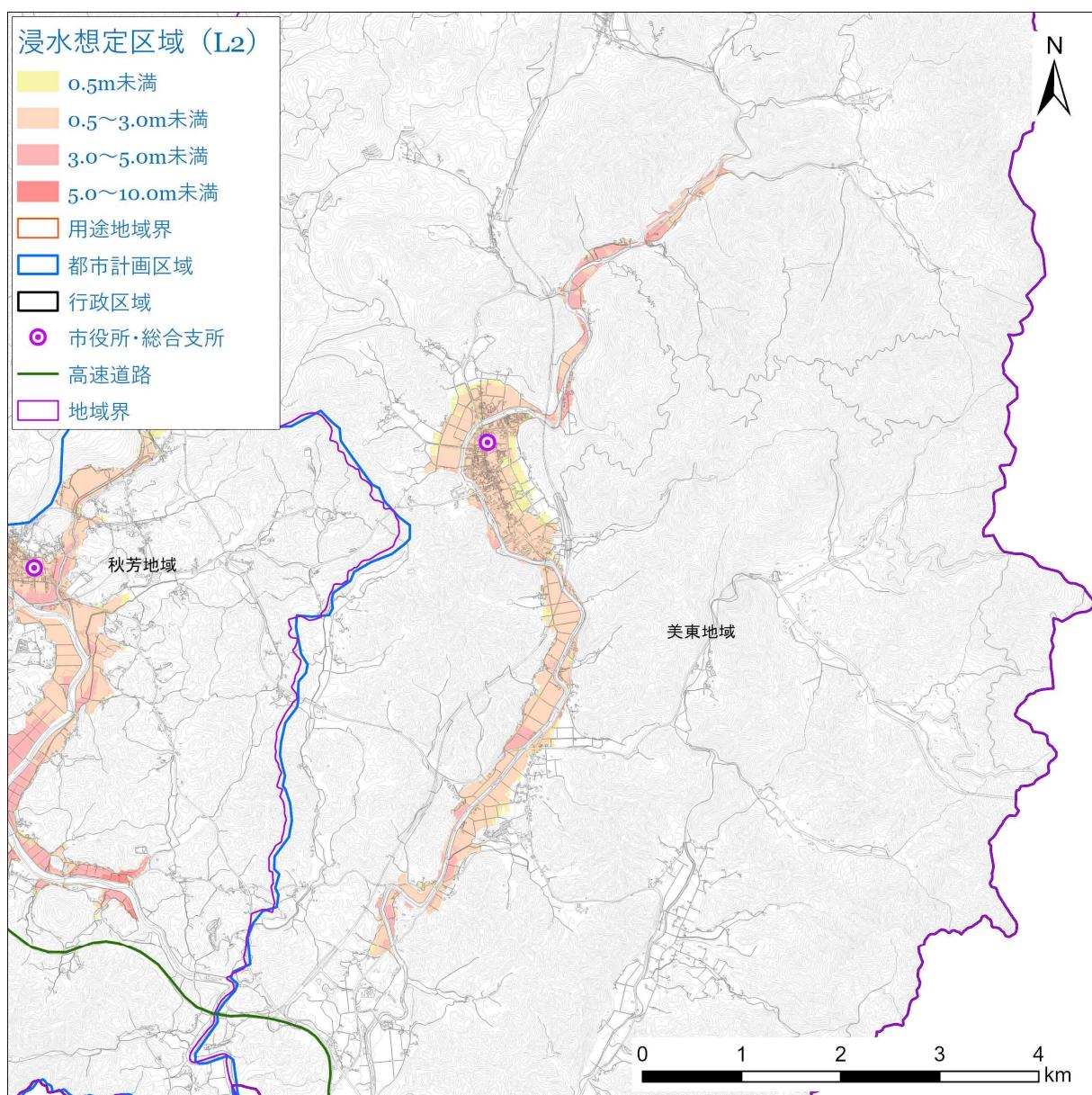


図 7-5 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深) 【美東地域】

出典：山口県資料

(2) 洪水浸水想定区域（計画規模 L1：浸水深）

洪水浸水想定区域（L1）については、秋芳地域、美東地域の総合支所周辺は、浸水想定区域に含まれていない。一方、美祢地域では市役所周辺に浸水深 0.5m 未満の区域が点在しているほか、用途地域東側では、浸水深 3.0m 以上の区域もみられる。

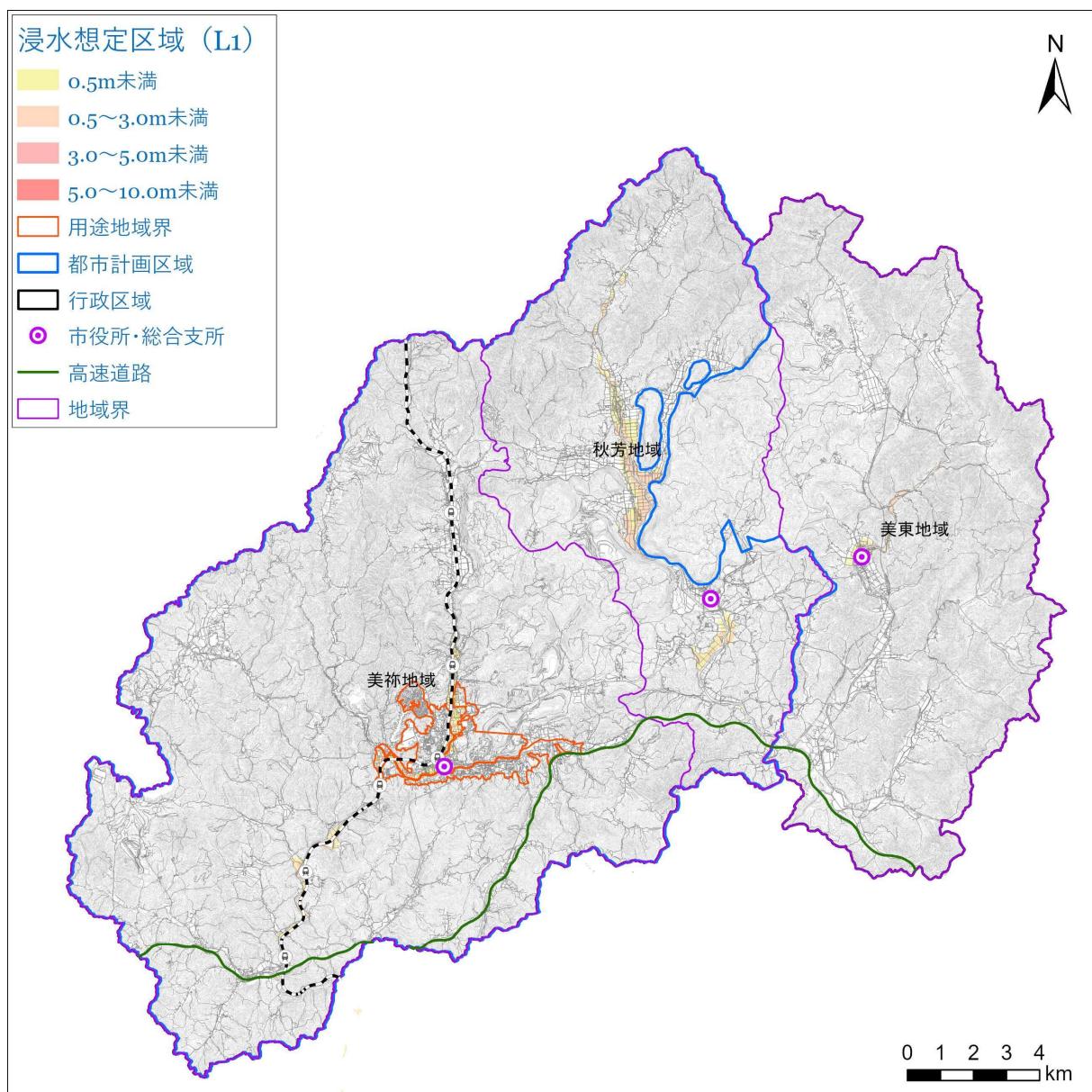


図 7-6 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）

出典：山口県資料

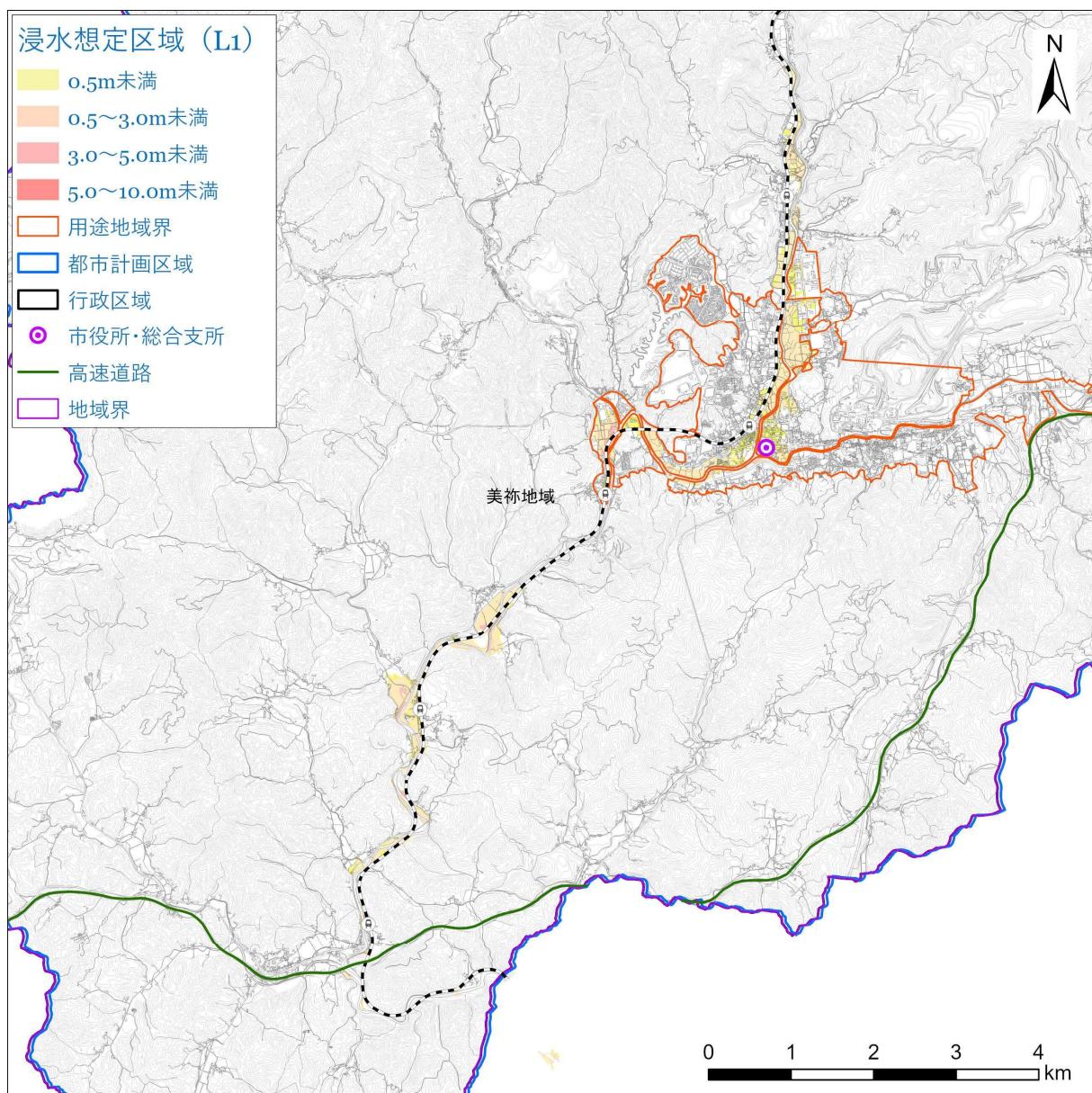


図 7-7 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）【美祢地域】

出典：山口県資料

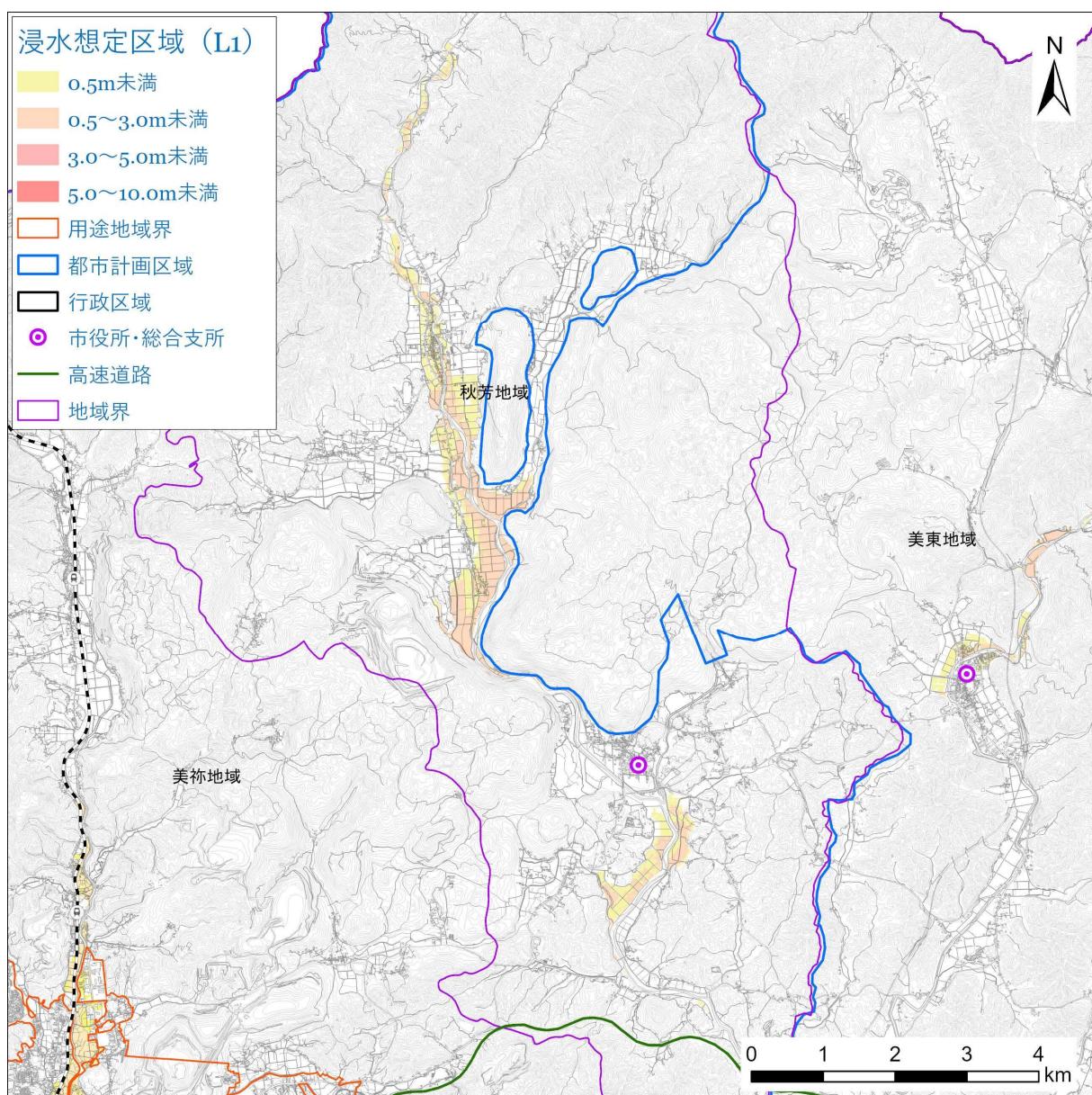


図 7-8 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深) 【秋芳地域】

出典：山口県資料

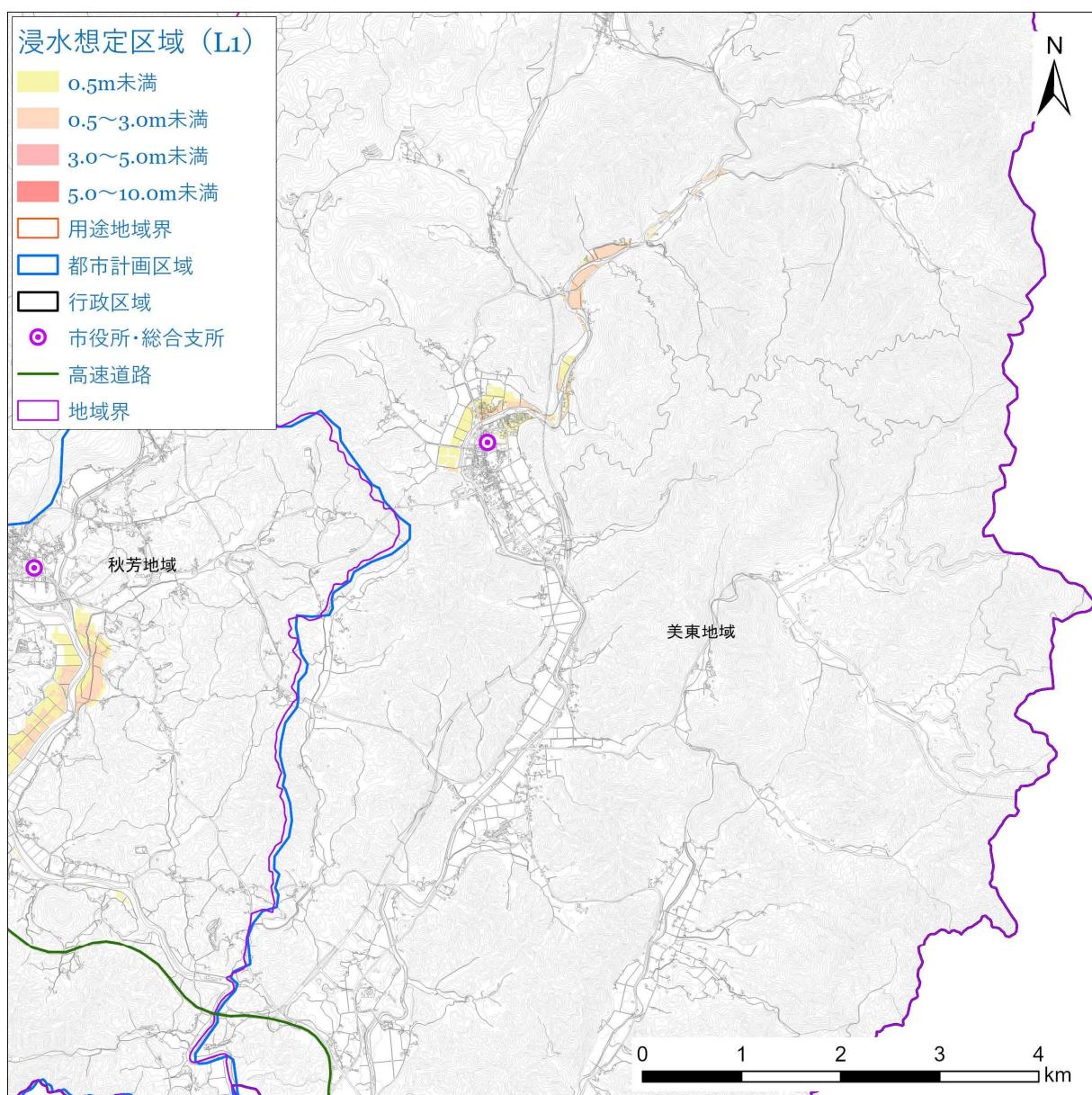


図 7-9 洪水浸水想定区域 (L1 : 浸水深) 【美東地域】

出典：山口県資料

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 L2 河岸浸食）

家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食）は、3つの河川の両岸に分布している。

用途地域内では、市役所の敷地の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食）に含まれている。

※家屋倒壊等氾濫想定区域の基本情報は、P26 に掲載する。

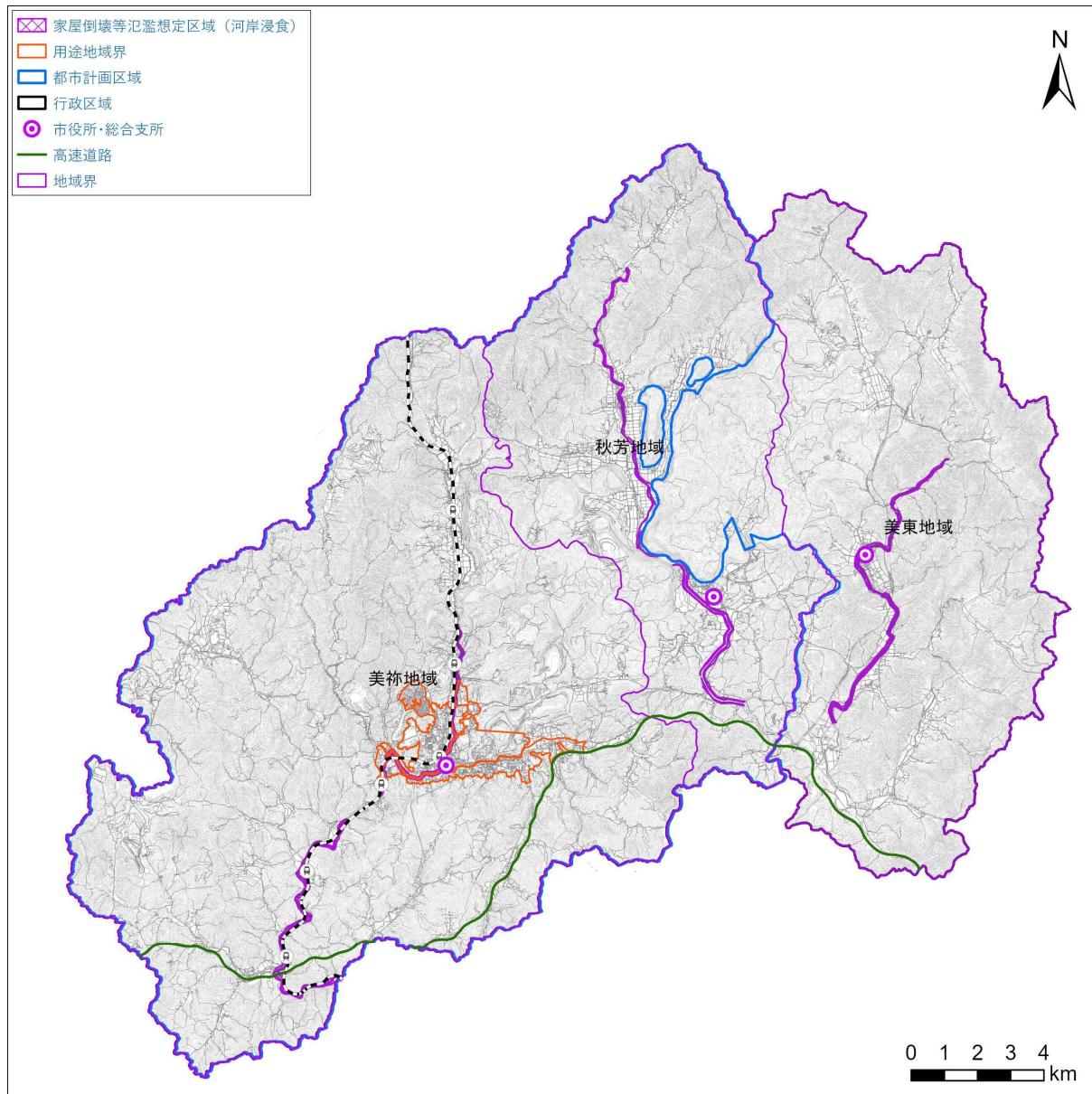


図 7-10 家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食）

出典：山口県資料

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 L2 泛濫流）

家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 泛濫流）は、厚狭川、厚東川の一部で指定されている。

用途地域内では、市役所西側の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 泛濫流）に含まれている。

※家屋倒壊等氾濫想定区域の基本情報は、P26 に掲載する。

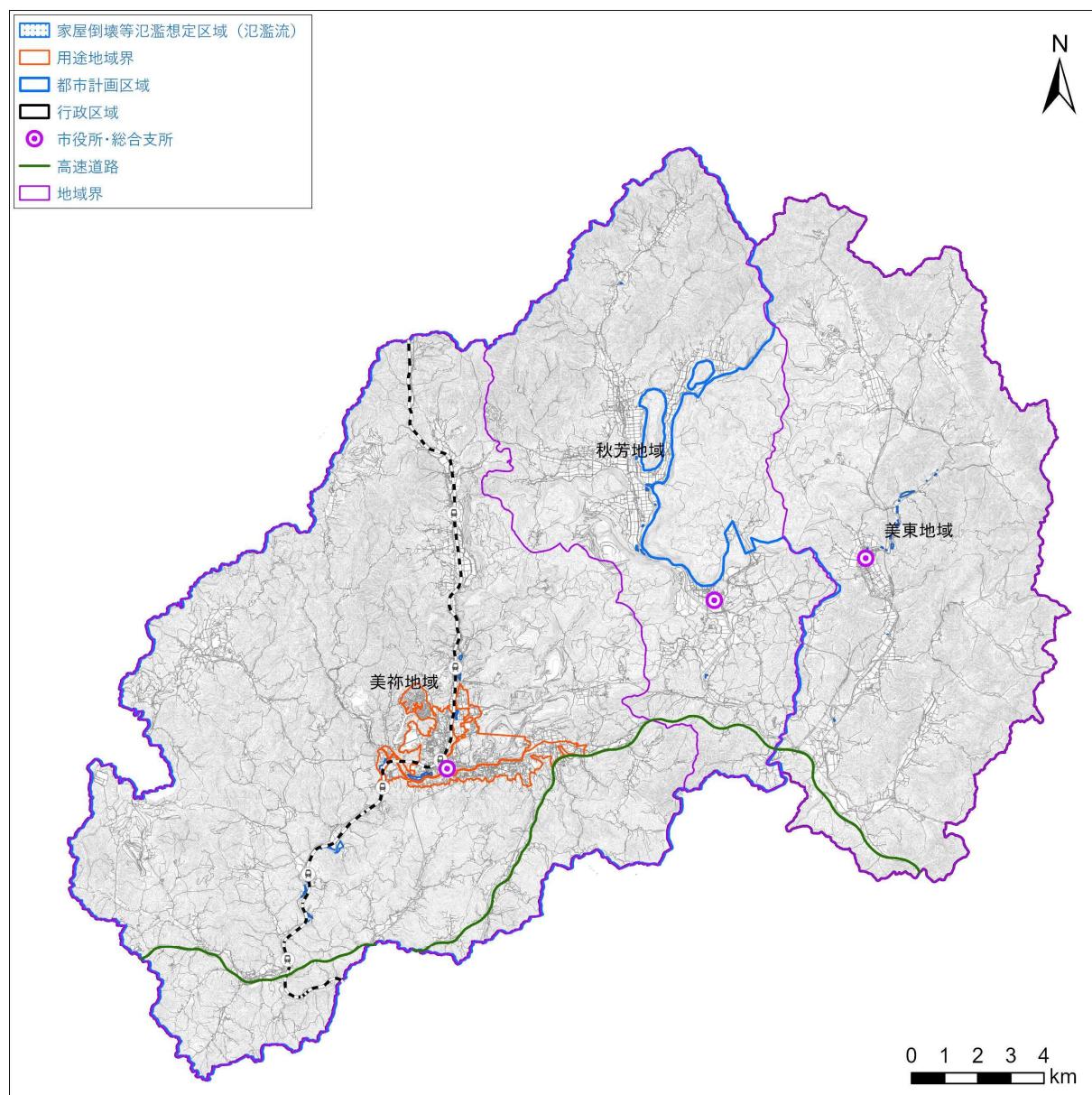


図 7-11 家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 泛濫流）

出典：山口県資料

(5) 浸水継続時間（想定最大規模 L2）

浸水継続時間（L2）は12時間未満の区域が大部分を占めるものの、美祢、秋芳地域の市役所・総合支所周辺では12時間以上の区域が点在している。

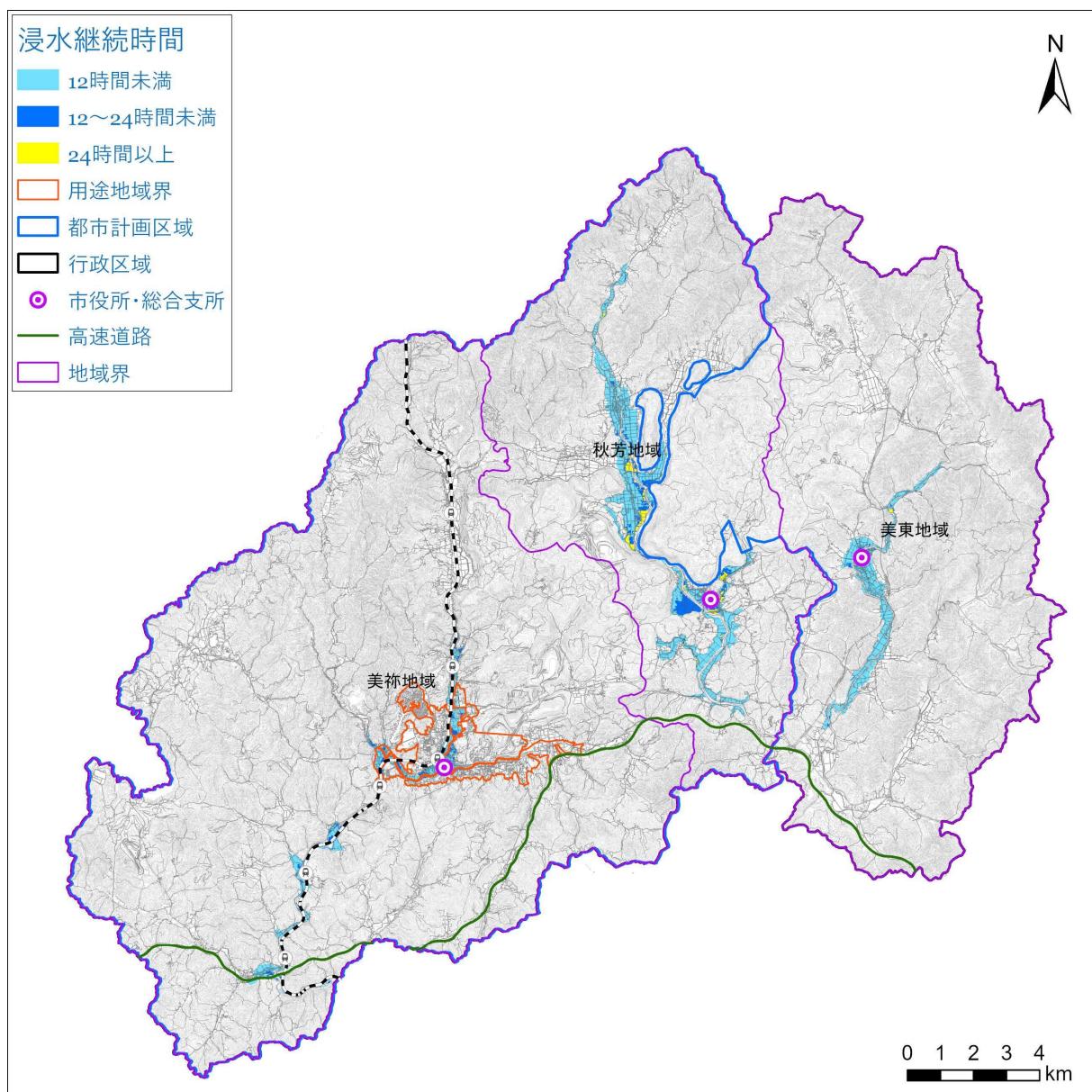


図 7-12 浸水継続時間（L2）

出典：山口県資料

2.2 土砂災害

(I) 土砂災害特別警戒区域

山間部を中心に土砂災害特別警戒区域が市内の広範囲に分布している。

また、用途地域内においても土砂災害特別警戒区域が指定されている。

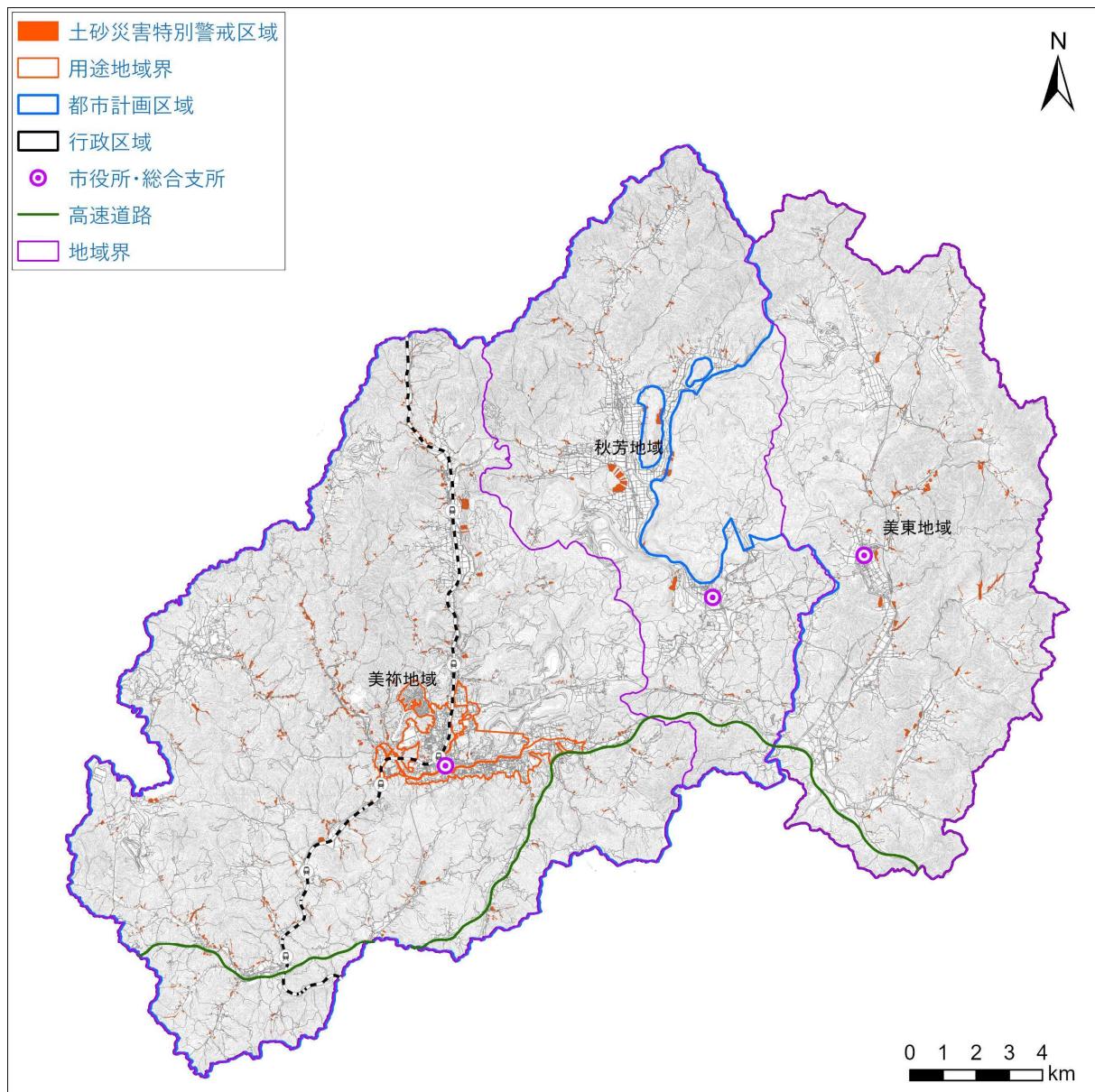


図 7-1-3 土砂災害特別警戒区域

出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（2021年8月時点）

(2) 土砂災害警戒区域

山間部を中心に市内の広範囲に多数の土砂災害警戒区域が分布している。

用途地域内では、美祢地域の伊佐町等で広範囲に土砂災害警戒区域が指定されている。

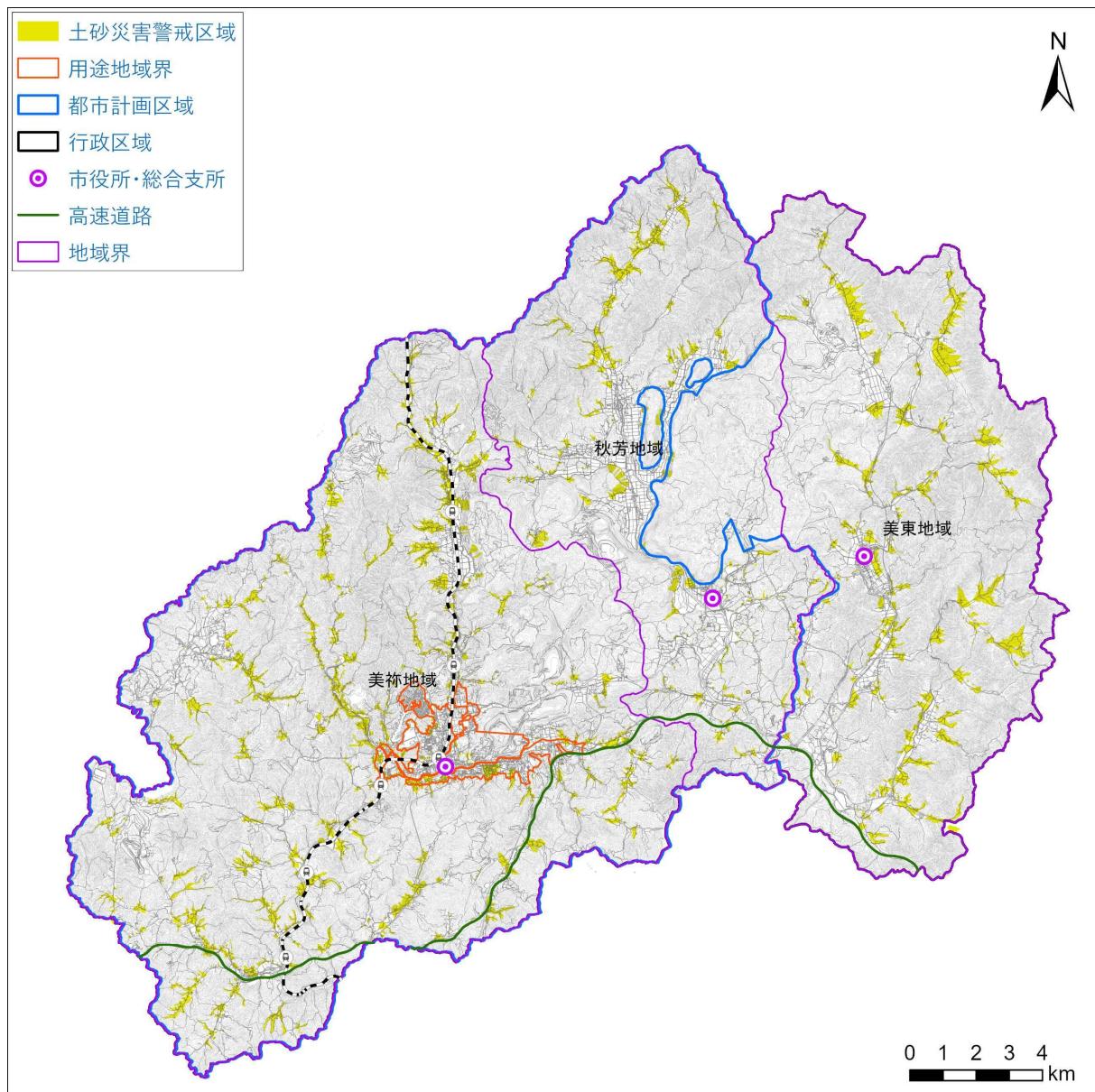


図 7-14 土砂災害警戒区域

出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（2021年8月時点）